平成２２年（フ）第１６３号
静岡県浜松市中区萩丘４丁目11番２号　リーフ萩丘303号、前住所静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島539番地の９
債務者　佐口　祐子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
静岡県浜松市天竜区渡ケ島221番地　さいわい301号室、住民票上の住所静岡県浜松市中区萩丘４丁目11番２号　リーフ萩丘303号
債務者　佐口　春吉
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
静岡県磐田市国府台23番地22　レオパレス21―206
債務者　秦　　和寿
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
兵庫県三木市与呂木264番地の１
債務者　芝崎　勝子
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０８号
神戸市須磨区緑が丘１丁目９番34号
債務者　髙雄　聖史
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１２号
神戸市垂水区野田通１番６―207号
債務者　柱尾　侑子（旧姓小鷺）
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２８号
神戸市兵庫区羽坂通２丁目１番23号ビッグフォレスト兵庫６―Ａ
債務者　三井寺幸子
１　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０９号
奈良市宝来１丁目４番Ａ―112号
債務者　町谷加代子
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２２９号
奈良県天理市柳本町875番地15
債務者　黒木　敦士
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１９６号
青森県むつ市大字城ヶ沢字中丁塚27番地
債務者　佐々木　貢
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
青森県弘前市大字津賀野字宮崎41番地２
債務者　福士よし子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１０６号
青森県弘前市大字松原東３丁目４番地９
債務者　樋口　正人
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１１１号
青森県南津軽郡藤崎町大字常盤字富田30番地６
債務者　福原　清勝
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１４３号
静岡県浜松市中区高林１丁目９番18号
債務者　木村　武司
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６６０号
和歌山県有田市宮原町道664番地　ファミリー秋102号
債務者　坂本　　昇（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７３号
和歌山市直川25番地　喜福荘１号
債務者　平岡　町子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１４６号
和歌山市松江北７丁目４番７号
債務者　中村　靖子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係